

平成25年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会資料

目次

1	大阪府内公衆浴場施設数	p 1
2	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数	p 1
3	調査対象施設・回収率等	p 2
4	基礎調査項目	p 2
5	基礎調査結果市町村別施設状況	p 3
6	項目別基礎調査結果	p 4
	(1) 経営主体	p 4
	(2) 申告種類	p 4
	(3) 年間収入(入浴料金のみの上)	p 4
	(4) 使用燃料の区分	p 4, 5
	(5) 使用水の状況	p 6
	(6) 借地又は借家の使用状況	p 6
	(7) 借入金の状況	p 7
	(8) 従業員の状況	p 7
	(9) 利用者区分の状況	p 7
	(10) 1日の利用者数	p 7
7	利用者数階層別状況(上水道・青色申告)	p 8, 9
8	平成18年と平成24年の基礎調査結果比較	p 10, 11, 12
9	入浴料金の算出方法	p 13
10	年度別利用者数階層別分布表(上水道・青色申告)	p 14
11	参考資料	
	・全国公衆浴場入浴料金統制額	p 15
	・都道府県自家風呂普及状況	p 16
	・主要都道府県自家風呂普及状況	p 17
	・大阪府内一般公衆浴場施設数の推移	p 18
	・大阪市消費者物価指数	p 19
	・入浴料金審議会経過	p 20
	・物価統制令・同施行令	p 21
	・公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令	p 22
	・大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則	p 23

平成24年基礎調査結果

1 大阪府内公衆浴場施設数 (H25.3.31) () 内は組合員数

	全体	大阪市内	大阪市外	組合加入率
一般公衆浴場	787 (620)	427 (359)	360 (261)	78.8%
その他の公衆浴場	467 (0)	187 (0)	280 (0)	0.0%
全体	1,254 (620)	614 (359)	640 (261)	49.4%

2 大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合員数

支部名	施設数 (件)	支部名	施設数 (件)
生野	48	東大阪	39
住吉住之江	32	堺	26
城東鶴見	32	守口	18
西成	38	豊中	25
東住吉	19	寝屋川	16
平野	19	八尾	16
淀川	19	門真	15
旭	14	岸和田	11
東淀川	16	大東四條畷	9
東成	13	茨木	4
阿倍野	13	吹田	8
西淀川	14	枚岡	6
都島	13	高槻	11
大正	11	枚方	7
港	10	松原	10
此花	10	摂津	4
福島	9	泉佐野	6
中央	7	池田	6
浪速	7	泉大津	6
西	3	貝塚	1
天王寺	5	柏原	5
北	7	古市	5
		和泉	4
		本部	3
大阪市内計	359	大阪市外計	261
合計	620		

3 調査対象施設・回収率等

府下対象施設数 (H25.3.31)	787
調査対象施設数 (公衆浴場業組合員数)	620
一般公衆浴場組合加入率	78.8%
調査回答数	537
回収率	86.6%

4 基礎調査項目

- (1) 経営主体 (個人・法人)
- (2) 申告種類 (青色申告・白色申告)
- (3) 年間収入 (売上) (入浴料金収入のみ)
- (4) 燃料の種類 (重油専燃・重油代燃併用・代燃専燃)
燃料年間使用量・燃料費
- (5) 使用水 (上水道専用・上水道と井戸水併用・井戸水専用)
上水道使用料・上水道使用料金
下水道使用料・下水道使用料金
- (6) 借地、借家の使用状況
- (7) 借入金
- (8) 従業員数 (経営者含む)
- (9) 入浴者の割合 (大人・中人・小人)
※大人 12才以上
中人 6才以上12才未満
小人 6才未満

5 基礎調査結果市町村別施設状況

p 3のとおり

平成24年基礎調査結果(市町村別施設状況)

市町村名	施設数	組合員数	回答数	回収率	経営主体		申告種類		年間収入合計	年間収入平均	使用燃料			使用水			借地又は借家	借入金のある施設	従業員数	利用者割合			一日平均利用者数
					個人経営	法人経営	青色申告	白色申告			重油のみ	重油・代燃併用	代燃のみ	上水道のみ	上水道・井戸併用	井戸水のみ				大人	中人	小人	
					(件)	(件)	(件)	(%)			(件)	(件)	(件)	(件)	(円)	(円)				(件)	(件)	(件)	
1 大阪市	427	359	348	96.9	265	83	337	11	4,727,125,588	13,583,694	109	87	152	329	19	0	126	127	3	94	3	2	106
2 堺市	29	26	17	65.4	15	2	16	1	169,892,352	9,993,668	6	4	7	4	11	2	8	5	3	91	5	4	78
3 豊中市	33	25	25	100.0	20	5	25	0	383,481,300	15,339,252	9	5	11	25	0		11	9	5	96	2	2	120
4 高槻市	15	11	6	54.5	5	1	6		68,281,780	11,380,297		1	5	3	3		3	2	3	88	8	4	89
5 東大阪市	61	46	32	69.6	29	3	30	2	385,299,565	12,040,611	10	8	14	29	3		11	12	2	94	3	3	94
6 池田市	7	6	5	83.3	5	0	5		93,710,840	18,742,168	2		3	2	3		1	4	3	86	9	5	147
7 箕面市	2	0	0	0.0	0																		
8 豊能町	2	0	0	0.0	0																		
9 能勢町	0	0	0	0.0	0																		
10 吹田市	9	8	3	37.5	2	1	3		29,025,140	9,675,047		1	2	3			1		3	96	3	1	76
11 茨木市	6	4	3	75.0	3	0	3		34,995,850	11,665,283	1		2	2	1		1	1	3	97	2	1	91
12 摂津市	5	4	2	50.0	2	0	2		15,281,770	7,640,885	1		1	2			1		1	98	1		60
13 島本町	1	0	0	0.0	0																		
14 枚方市	10	7	6	85.7	6	0	5	1	63,568,280	10,594,713	2	1	3	6			3	2	2	94	4	2	83
15 寝屋川市	17	16	14	87.5	14	0	13	1	151,425,596	10,816,114	1	4	9	12	2		5	3	3	94	4	2	85
16 守口市	21	18	8	44.4	7	1	8		86,296,796	10,787,100	4		4	8			3	2	3	94	4	2	84
17 門真市	15	15	7	46.7	6	1	6	1	87,245,880	12,463,697	1	1	5	7			2	3	3	82	12	6	97
18 四條畷市	5	4	3	75.0	3		3		17,381,970	5,793,990		1	2	2	1				2	97	2	1	45
19 交野市	0	0	0	0.0	0																		
20 大東市	10	5	4	80.0	4		3	1	52,107,500	13,026,875	1	1	2	4				1	3	84	8	8	102
21 八尾市	20	17	13	76.5	13		11	2	132,156,681	10,165,899	0	3	10	10	3		4	4	3	91	5	4	79
22 柏原市	3	3	3	100.0	3		3		52,462,364	17,487,455	1	1	1	1	2		1	2	6	90	5	5	137
23 藤井寺市	3	3	1	33.3	1			1	12,000,000	12,000,000		1			1		1		5	90	8	2	94
24 羽曳野市	5	4	2	50.0	2		2		11,692,580	5,846,290	2			2					3	94	3	3	46
25 松原市	11	10	10	100.0	10		10		94,795,933	9,479,593	5	1	4	6	4		5	4	3	95	4	2	74
26 富田林市	4	0	0	0.0	0																		
27 河内長野市	1	0	0	0.0	0																		
28 大阪狭山市	1	0	0	0.0	0																		
29 河南町	1	0	0	0.0	0																		
30 太子町	1	0	0	0.0	0																		
31 千早赤阪村	0	0	0	0.0	0																		
32 和泉市	9	4	4	100.0	4		3	1	28,086,390	7,021,598	1	2	1	2	1	1	3		2	91	5	4	55
33 泉大津市	3	3	3	100.0	1	2	3		43,949,800	14,649,933	1		2	3			2	1	3	88	6	6	115
34 高石市	3	1	1	100.0	0	1	1		11,959,300	11,959,300		1		1			1		3	98	1	1	93
35 忠岡町	2	2	2	100.0	2		2		10,139,840	5,069,920			2	1		1			3	94	5	1	40
36 岸和田市	19	11	10	90.9	10		10		57,969,081	5,796,908	1		9	7	3		4	3	2	94	4	4	45
37 貝塚市	10	1	1	100.0	1		1		7,448,838	7,448,838			1	1					1	98	1	1	58
38 泉佐野市	9	6	4	66.7	4		3	1	45,229,691	11,307,423	2	1	1	3	1		2	1	4	91	6	3	88
39 泉南市	3	1	0	0.0	0																		
40 阪南市	1	0	0	0.0	0																		
41 田尻町	1	0	0	0.0	0																		
42 熊取町	0	0	0	0.0	0																		
43 岬町	2	0	0	0.0	0																		
合計又は全体平均	787	620	537	86.6	437	100	514	23	6,873,010,705	12,798,903	160	124	253	475	58	4	199	186	3	93	4	3	100

6 項目別基礎調査結果

(1) 経営主体 (件)

	大阪市内	大阪市外	合計	割合
個人経営	265	172	437	81.4%
法人経営	83	17	100	18.6%
合計	348	189	537	100.0%

(2) 申告種類 (件)

経営主体	青色申告		白色申告		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	255	161	10	11	437
法人経営	82	16	1	1	100
小計	337	177	11	12	537
合計	514		23		537
割合	95.7%		4.3%		100.0%

(3) 年間収入 (入浴料金のみの上)

経営主体	収入合計				収入平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数(件)	金額(千円)	施設数(件)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
個人経営	265	3,181,262	172	1,809,474	12,005	10,520
法人経営	83	1,545,863	17	336,411	18,625	19,789
小計	348	4,727,126	189	2,145,885	13,584	11,354
全体	537件	6,873,011千円		12,799千円		

※ 年間収入 最小値 1,324千円 最大値 98,000千円

(4) 使用燃料の区分 (施設数 (件))

経営主体	重油のみ		重油+代燃		代燃のみ		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	82	47	69	34	114	91	437
法人経営	27	4	18	3	38	10	100
小計	109	51	87	37	152	101	537
合計	160		124		253		537
割合	29.8%		23.1%		47.1%		100.0%

ア 代燃の種類と使用状況（施設数（件））

代燃の種類	重油+代燃	代燃のみ
ガス	11	74
廃油・精製油・再生油	46	99
排材	48	84
電気	0	3

※ 併用している施設あり

イ 燃料費

			施設数（件）	燃料費（千円）	平均（千円）
重油のみ	個人	大阪市内	81	266,931	3,295
		大阪市外	45	122,211	2,716
	法人	大阪市内	27	106,621	3,949
		大阪市外	4	16,389	4,097
	重油のみ合計		157	512,152	3,262
代燃併用	個人	大阪市内	64	122,199	1,909
		大阪市外	30	43,489	1,450
	法人	大阪市内	18	41,874	2,326
		大阪市外	3	7,011	2,337
	代燃併用合計		115	214,574	1,866
代燃のみ	個人	大阪市内	106	243,150	2,294
		大阪市外	73	115,094	1,577
	法人	大阪市内	31	236,560	7,631
		大阪市外	9	53,027	5,892
	代燃のみ合計		219	647,831	2,958
大阪市内合計			327	1,017,335	3,111
大阪市外合計			164	357,222	2,178
個人経営合計			399	913,074	2,288
法人経営合計			92	461,483	5,016
全体			491	1,374,558	2,800

※ 燃料費について回答の得られた施設のみ（537件中491件）

(5) 使用水の状況 (件)

経営主体	上水道のみ		上水道+井戸水		井戸水のみ		合計
	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	大阪市内	大阪市外	
個人経営	253	132	12	36	0	4	437
法人経営	76	14	7	3	0	0	100
小計	329	146	19	39	0	4	537
合計	475		58		4		537
割合	88.5%		10.8%		0.7%		100.0%

※ 水道使用料金

			施設数 (件)	水道料金 (千円)	平均 (千円)
上水道のみ	個人	大阪市内	250	150,860	603
		大阪市外	124	91,356	737
	法人	大阪市内	75	73,958	986
		大阪市外	14	2,803	200
	上水道のみ合計			463	318,977
井戸併用	個人	大阪市内	11	4,561	415
		大阪市外	34	7,903	232
	法人	大阪市内	7	6,027	861
		大阪市外	3	1,016	339
	井戸併用合計			55	19,506
大阪市内合計			343	235,405	686
大阪市外合計			175	103,078	589
個人経営合計			419	254,680	608
法人経営合計			99	83,803	846
全体			518	338,483	653

※ 上水道料金について回答の得られた施設のみ (537 件中 518 件)

(6) 借地又は借家の使用状況

経営主体	大阪市内		大阪市外		合計	
	施設数 (件)	%	施設数 (件)	%	施設数 (件)	%
個人経営	72/265	27.2	65/172	37.8	137/437	31.6
法人経営	54/83	65.1	8/17	47.1	62/100	62.0
合計	126/348	36.2	73/189	38.6	199/537	37.1

(7) 借入金の状況

経営主体	借入額				平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数(件)	金額(千円)	施設数(件)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
個人経営	78	1,680,382	54	1,110,297	21,543	20,561
法人経営	49	18,251,156	5	100,445	372,473	20,089
小計	127	19,931,538	59	1,210,742	156,941	20,521
全体	186件	21,142,280千円			113,668千円	

※ 借入金 最小値 200千円 最大値 350,445千円

(8) 従業員の状況

経営主体	従業員数				平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数(件)	人数(人)	施設数(件)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
個人経営	265	763	172	433	3	3
法人経営	83	338	17	97	4	6
小計	348	1,101	189	530	3	3
全体	537件	1,631人			3人	

※ 従業員 最小値 1人 最大値 40人

(9) 利用者区分の状況

利用者区分	割合
大人(12才以上)	93%
中人(6才以上12才未満)	4%
小人(6才未満)	3%

(10) 1日の利用者数(年間収入/(年間営業日数312日×410円))

経営主体	利用者数				平均	
	大阪市内		大阪市外		大阪市内	大阪市外
	施設数(件)	人数(人)	施設数(件)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
個人経営	265	24,733	172	14,058	93	82
法人経営	83	12,043	17	2,622	145	154
小計	348	36,776	189	16,680	106	88
全体	537件	53,456人			100人	

※ 利用人数 最小値 10人 最大値 766人

7 利用者数階層別状況（上水道・青色申告）（件）

（個人）

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	
1～50	9	7	17	8	3	16	17	10	33	60
51～100	39	37	54	20	13	28	59	50	82	191
101～150	20	16	21	7	8	15	27	24	36	87
151～200	6	3	8	1		2	7	3	10	20
201～250	1	1	2		1	1	1	2	3	6
251～300					1			1		1
301～350		1	1					1	1	2
351～400										
401～450										
451～500										
501～										
小計	75	65	103	36	26	62	112	91	164	367
合計	243			124			367			

（法人）

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	重油	併用	代燃	
1～50	2	3					2	3		5
51～100	8	5	11		2	2	8	7	13	28
101～150	10	4	11	2		5	12	4	16	32
151～200		5	4	1		0	1	5	4	10
201～250	2		2				2		2	4
251～300	1	1					1	1		2
301～350			3						3	3
351～400										1
401～450			1						1	
451～500										
501～	1		1			1	1		2	3
小計	24	18	33	3	2	8	27	20	41	88
合計	75			13			88			

(全体)

区分	大阪市内			大阪市外			全体			合計
	重油	代燃	併用	重油	代燃	併用	重油	代燃	併用	
1～50	11	10	17	8	3	16	19	13	33	65
51～100	47	42	65	20	15	30	67	57	95	219
101～150	30	20	32	9	8	20	39	28	52	119
151～200	6	8	12	2		2	8	8	14	30
201～250	3	1	4		1	1	3	2	5	10
251～300	1	1			1		1	2		3
301～350		1	4					1	4	5
351～400										1
401～450			1						1	
451～500										
501～	1		1			1	1		2	3
小計	99	83	136	39	28	70	138	111	206	455
合計	318			137			455			

8 平成18年と平成24年の基礎調査結果比較

(平成18年調査と平成24年調査の両方で回答された514施設での比較)

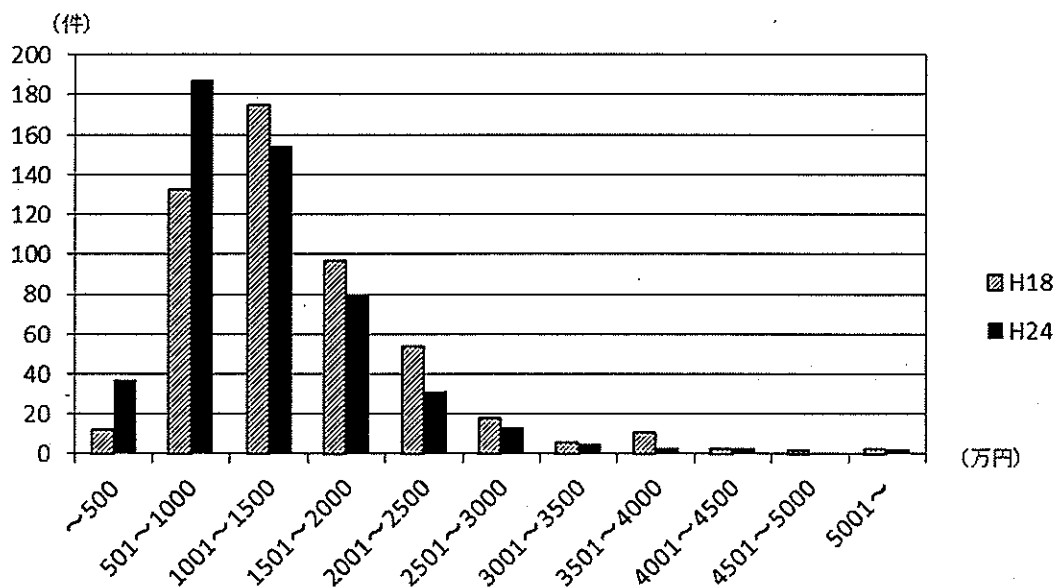
(1) 1日の利用者数 (年間収入/年間営業日数/大人料金410円) (人)

	H18	H24
利用人数	121	98

平成18年よりも1日約23人の減少

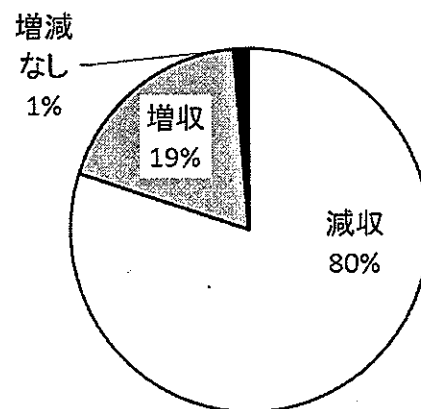
(2) 年間収入 (売上) (千円)

	H18	H24	差額
平均値	14,840	12,598	-2,242
最小値	1,063	1,324	+260
最大値	80,000	98,000	+18,000



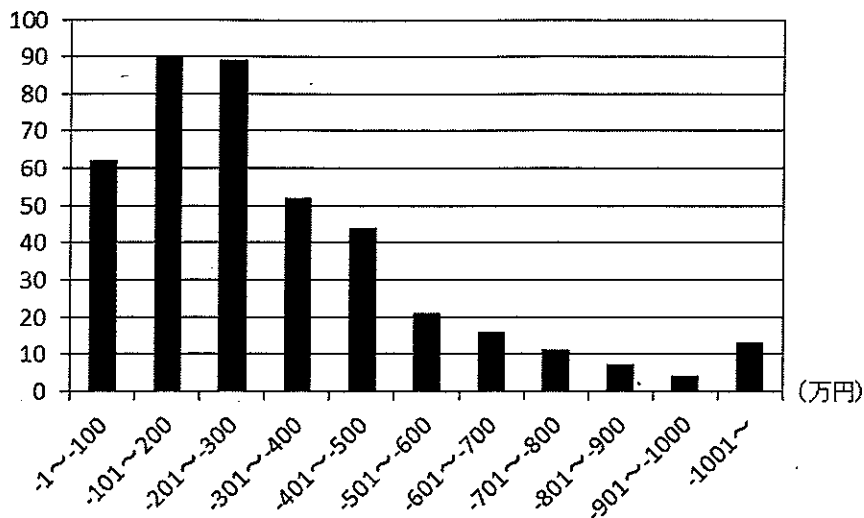
(3) 年間収入の増減

	施設数 (件)
減収	411
増収	96
増減なし	7
合計	514



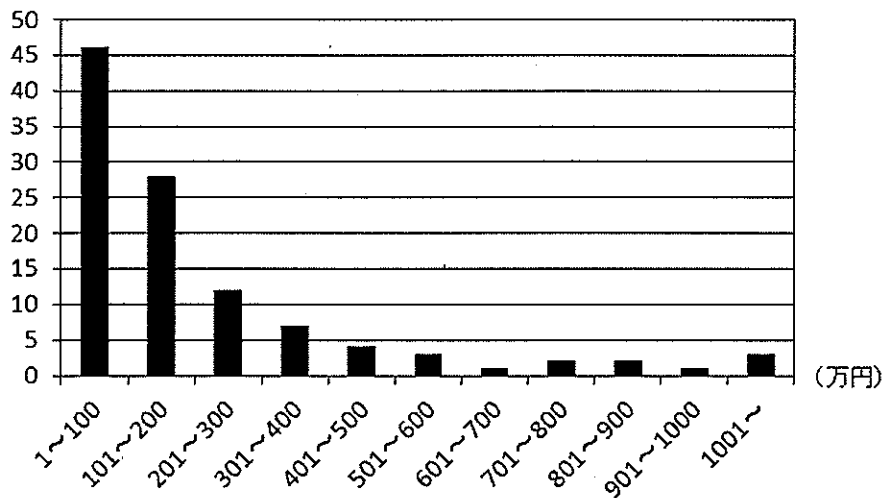
ア 年間収入（売上）減少幅

(件)



イ 年間収入（売上）増加幅

(件)



(4) 燃料費

ア 種類別施設数 (件)

燃料種類	H18	H24	増減
重油のみ	204	150	-54
重油+代燃	80	120	+40
代燃のみ	230	244	+14
合計	514	514	±0

イ 燃料費 (千円)

	H18		H24		1件あたりの増減
	燃料費	円/件	燃料費	円/件	
重油のみ	560,402	2,747	483,087	3,221	+474
重油+代燃	116,301	1,454	221,300	1,844	+390
代燃のみ	311,835	1,356	628,023	2,574	+1,218
全体	988,538	1,923	1,332,410	2,592	+669

(5) 上下水道料金 (千円)

	H18		H24		1件あたりの 増減
	使用料金	円/件	使用料金	円/件	
上水道	384,479	748	340,004	661	-87
下水道	78,549	153	67,030	130	-22
全体	463,028	901	407,035	792	-109

(6) 従業員数 (人)

	H18	H24	差
平均値	3	3	±0
最小値	1	1	±0
最大値	46	40	-6

9 入浴料金の算出方法

○総括原価方式に基づく料金の算出

- (1) 前年度基礎調査結果をもとに標準公衆浴場 70 施設を選定
↓
- (2) 確定申告書の内容をもとに経営コストにかかるデータを整理し、
標準施設の必要経費を算出
↓
- (3) 消費者物価指数等、現在の情勢を必要経費と比較して推定経費を算出
↓
- (4) 推定売上と推定経費の差額を現在の売上に加えて、かつ 1 日の利用者数で
除した値を 1 日 1 人あたりの入浴料金として算出する。

※支出調査項目（昭和 38 年 8 月 12 日環発第 335 号 厚生省環境衛生局長通知）

支出科目	内 容			
人 件 費	事業主			円
	従業員（家族従事者を含む）（ 名）			円
	その他			円
用 水 費				
上 水 道 料	使用料	m ³	(@	円)
下 水 道 料				円
燃 料 費	重油使用料	KL	(@	円)
	その他の燃料使用料			円
光 熱 費	電気使用量	KWH		円
消 耗 品 費	（品目別とする。）			円
修 繕 費	敷地	m ²	(@	円)
賃 借 料	家屋	m ²		円
備 品 費				円
保 険 料 等	火災保険料			円
	その他			円
会費及び交際費等				円
減 価 償 却 費	（資産別とする。）			円
建 物 再 調 達 費				
公 租 公 課	（公租公課とする。）			円
支 払 利 子	借入金	円	利率 %	円
資 本 報 酬				円
その他の諸経費	（経費別とする。）			円

10 年度別利用者数階層別分布表 (上水道 青色申告)

(個人)

階層(人)	年度									
	H16		H18		H20		H22		H24	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1 ~50	37	6.7	46	8.9	50	11.9	52	14.4	60	16.3
51 ~100	243	43.9	266	51.8	212	50.6	197	54.7	191	52.0
101 ~150	178	32.2	140	27.2	111	26.5	76	21.1	87	23.8
151 ~200	58	10.5	42	8.2	36	8.6	26	7.2	20	5.5
201 ~250	24	4.3	11	2.1	5	1.2	7	1.9	6	1.7
251 ~300	7	1.3	5	1.0	4	1.0			1	0.2
301 ~350	2	0.4	1	0.2			1	0.3	2	0.5
351 ~400	1	0.2	2	0.4	1	0.2				
401 ~450	1	0.2								
451 ~500	1	0.2					1	0.3		
501~	1	0.2	1	0.2						
計	598	100.0	553	100.0	419	100.0	360	100.0	367	100.0

(法人)

階層(人)	年度									
	H16		H18		H20		H22		H24	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1 ~50	3	2.3	5	3.5	4	3.4	4	4.4	5	5.7
51 ~100	29	22.7	39	27.5	35	29.4	29	31.9	28	31.8
101 ~150	35	27.3	48	33.8	45	37.8	33	36.3	32	36.4
151 ~200	28	21.9	25	17.6	19	16.0	14	15.4	10	11.4
201 ~250	14	10.9	11	7.7	5	4.2	5	5.5	4	4.5
251 ~300	7	5.5	5	3.5	3	2.5	2	2.2	2	2.3
301 ~350	3	2.3	5	3.5	4	3.4	3	3.3	3	3.4
351 ~400	2	1.6	1	0.7	1	0.8			1	1.1
401 ~450	2	1.6			1	0.8				
451 ~500	1	0.8	1	0.7						
501~	4	3.1	2	1.4	2	1.7	1	1.1	3	3.4
計	137	100.0	128	100.0	119	100.0	91	100.0	88	100.0

11 參考資料

全国公衆浴場入浴料金統制額

No	都道府県名	施行年月日	入浴料金(円)				普通浴場数 (H25. 3)
			大人	中人	小人	洗髪	
1	東京都	平成 20年 6月 15日	450	180	80	0	733
2	神奈川県	平成 20年 8月 1日	450	180	80	0	203
3	福岡県	平成 21年 2月 16日	440	180	70	0	58
4	千葉県	平成 18年 12月 1日	420	170	70	0	41
5	青森県	平成 20年 10月 20日	420	150	60	0	331
6	和歌山県	平成 21年 2月 1日	420	140	80	0	36
7	北海道	平成 20年 8月 11日	420	140	70	0	360
8	石川県	平成 20年 4月 1日	420	130	50	0	95
9	埼玉県	平成 18年 12月 26日	410	180	70	0	77
10	岡山県	平成 20年 10月 31日	410	160	70	0	29
11	京都府	平成 20年 8月 1日	410	150	60	0	203
12	兵庫県	平成 21年 1月 15日	410	150	60	0	216
13	大阪府	平成 20年 4月 21日	410	130	60	0	787
14	山梨県	平成 21年 2月 1日	400	170	70	0	21
15	福島県	平成 19年 9月 1日	400	150	90	0	14
16	岐阜県	平成 19年 4月 1日	400	150	70	0	34
17	愛知県	平成 18年 8月 30日	400	150	70	0	135
18	広島県	平成 20年 1月 1日	400	150	70	0	68
19	宮城県	平成 19年 4月 1日	400	140	80	0	9
20	滋賀県	平成 20年 3月 31日	400	140	80	0	24
21	奈良県	平成 20年 12月 1日	400	140	80	0	28
22	富山県	平成 20年 6月 5日	400	120	60	0	118
23	福井県	平成 20年 10月 1日	400	120	60	0	29
24	栃木県	平成 19年 8月 24日	390	150	80	0	12
25	山口県	平成 20年 6月 23日	390	150	80	0	33
26	鹿児島県	平成 24年 10月 1日	390	150	80	0	322
27	岩手県	平成 18年 10月 15日	390	150	70	0	23
28	新潟県	平成 19年 1月 1日	390	140	70	0	30
29	長野県	平成 19年 1月 1日	380	150	70	0	39
30	三重県	平成 20年 7月 1日	380	150	70	0	54
31	大分県	平成 19年 1月 12日	380	150	70	0	172
32	沖縄県	平成 18年 2月 11日	370	170	100	0	2
33	群馬県	平成 9年 12月 1日	360	150	70	0	28
34	徳島県	平成 20年 8月 1日	360	150	70	0	31
35	香川県	平成 20年 10月 1日	360	150	60	0	25
36	愛媛県	平成 20年 4月 1日	360	150	60	0	50
37	高知県	平成 20年 7月 15日	360	150	60	0	10
38	静岡県	平成 17年 4月 1日	360	140	70	0	12
39	秋田県	平成 12年 4月 1日	360	130	90	0	9
40	熊本県	平成 19年 2月 1日	360	120	60	0	77
41	長崎県	平成 19年 3月 15日	350	150	80	0	17
42	茨城県	平成 10年 3月 1日	350	130	70	0	5
43	島根県	平成 17年 9月 6日	350	130	70	0	1
44	宮崎県	平成 20年 2月 1日	350	130	60	0	21
45	鳥取県	平成 18年 1月 1日	350	120	60	0	11
46	山形県	平成 7年 4月 1日	300	120	80	0	1
47	佐賀県	平成 8年 2月 15日	280	130	80	50	1

都道府県自家風呂普及状況

(単位：戸)

地 域	平成20年10月1日				
	住宅総数	浴 室			
		あり	なし		
全 国	49,598,300	47,386,200	95.5%	699,800	1.4%
北海道	2,340,300	2,236,000	95.5%	58,800	2.5%
青森県	493,500	473,700	96.0%	19,700	4.0%
岩手県	470,700	460,000	97.7%	6,800	1.4%
宮城県	869,700	852,400	98.0%	4,600	0.5%
秋田県	380,300	373,700	98.3%	4,300	1.1%
山形県	383,000	376,500	98.3%	3,000	0.8%
福島県	699,700	682,100	97.5%	6,700	1.0%
茨城県	1,036,200	1,012,400	97.7%	5,900	0.6%
栃木県	708,700	691,100	97.5%	5,200	0.7%
群馬県	725,300	710,100	97.9%	5,000	0.7%
埼玉県	2,688,000	2,593,900	96.5%	15,800	0.6%
千葉県	2,344,500	2,239,300	95.5%	11,800	0.5%
東京都	5,939,900	5,429,600	91.4%	130,700	2.2%
神奈川県	3,612,200	3,387,700	93.8%	35,900	1.0%
新潟県	810,700	791,600	97.6%	6,000	0.7%
富山県	368,800	357,400	96.9%	8,100	2.2%
石川県	421,600	408,900	97.0%	7,200	1.7%
福井県	259,700	251,400	96.8%	3,700	1.4%
山梨県	314,600	306,400	97.4%	2,700	0.9%
長野県	758,300	739,500	97.5%	10,900	1.4%
岐阜県	712,600	696,300	97.7%	7,300	1.0%
静岡県	1,359,400	1,324,900	97.5%	8,900	0.7%
愛知県	2,764,400	2,653,100	96.0%	29,000	1.0%
三重県	680,900	648,800	95.3%	8,200	1.2%
滋賀県	491,300	475,900	96.9%	4,000	0.8%
京都府	1,086,800	1,015,300	93.4%	24,200	2.2%
大阪府	3,685,100	3,401,700	92.3%	125,200	3.4%
兵庫県	2,169,400	2,075,700	95.7%	26,700	1.2%
奈良県	502,500	485,000	96.5%	5,400	1.1%
和歌山県	382,100	368,300	96.4%	8,700	2.3%
鳥取県	208,600	204,000	97.8%	1,400	0.7%
島根県	249,900	246,400	98.6%	1,800	0.7%
岡山県	734,700	717,800	97.7%	4,900	0.7%
広島県	1,147,600	1,122,200	97.8%	9,500	0.8%
山口県	584,100	572,400	98.0%	4,000	0.7%
徳島県	297,000	289,400	97.4%	3,600	1.2%
香川県	372,700	363,100	97.4%	4,000	1.1%
愛媛県	574,000	554,000	96.5%	9,100	1.6%
高知県	312,800	302,400	96.7%	4,600	1.5%
福岡県	2,034,000	1,957,500	96.2%	12,500	0.6%
佐賀県	286,100	282,000	98.6%	1,900	0.7%
長崎県	539,200	527,900	97.9%	4,800	0.9%
熊本県	663,800	649,000	97.8%	5,700	0.9%
大分県	467,200	452,000	96.7%	11,800	2.5%
宮崎県	443,800	434,900	98.0%	3,600	0.8%
鹿児島県	718,200	699,700	97.4%	10,500	1.5%
沖縄県	504,400	492,700	97.7%	5,900	1.2%

主要都道府県自家風呂普及状況

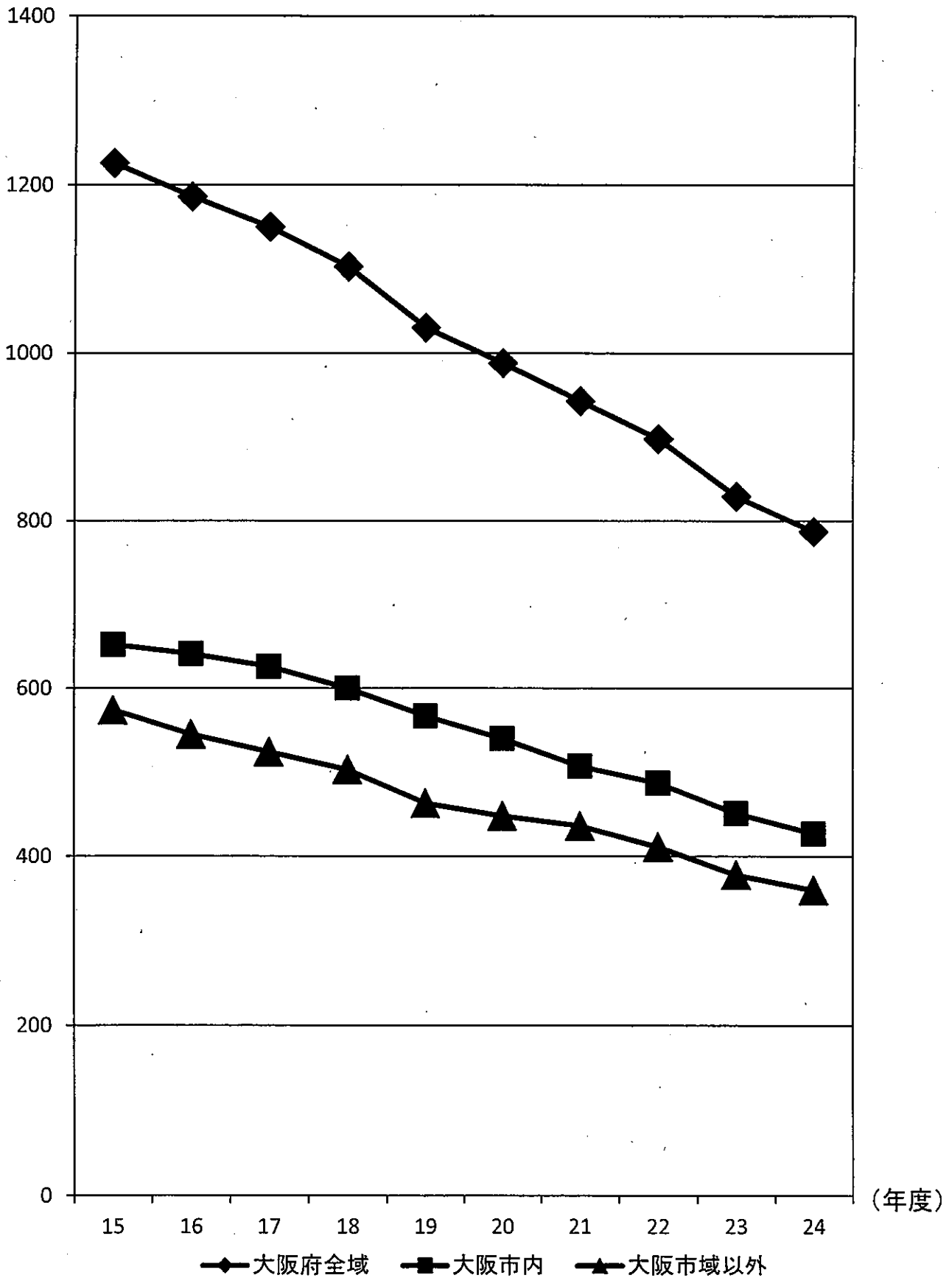
(単位：戸)

地 域	平成20年10月1日		
	住宅総数	浴 室	
		あ り	な し
全 国	49,598,300	47,386,200 95.5%	699,800 1.4%
北海道	2,340,300	2,236,000 95.5%	58,800 2.5%
青森県	493,500	473,700 96.0%	19,700 4.0%
千葉県	2,344,500	2,239,300 95.5%	11,800 0.5%
東京都	5,939,900	5,429,600 91.4%	130,700 2.2%
神奈川県	3,612,200	3,387,700 93.8%	35,900 1.0%
石川県	421,600	408,900 97.0%	7,200 1.7%
愛知県	2,764,400	2,653,100 96.0%	29,000 1.0%
京都府	1,086,800	1,015,300 93.4%	24,200 2.2%
兵庫県	2,169,400	2,075,700 95.7%	26,700 1.2%
和歌山県	382,100	368,300 96.4%	8,700 2.3%
福岡県	2,034,000	1,957,500 96.2%	12,500 0.6%
大阪府	3,685,100	3,401,700 92.3%	125,200 3.4%
大阪市	1,262,100	1,114,200 88.3%	76,200 6.0%
大阪府下	2,423,000	2,287,500 94.4%	49,000 2.0%

※総務省統計局「住宅・土地統計調査」による。 ※総数に設備状況不詳含む。

大阪府内一般公衆浴場施設数の推移(年度末)

(件)



大阪市消費者物価指数（抜粋）

項 目	前年同月比 (25年と24年)	参 考 前年同月比 (24年と23年)
総 合	1. 5%	△0. 3%
住 居	△0. 2%	△0. 1%
家 賃	△0. 2%	△0. 2%
設備修繕	△0. 2%	1. 6%
光 熱 水 道	9. 1%	1. 5%
電 気	15. 5%	1. 3%
ガ ス	4. 9%	2. 6%
その他の光熱	9. 2%	4. 6%
上下水道料	0. 0%	0. 0%
家具・家事用品	0. 7%	△3. 7%
交 通 通 信	1. 5%	△0. 3%
自動車等関係費	2. 4%	0. 6%
諸 雑 費	3. 6%	△0. 2%

※大阪府総務部統計課ホームページ「大阪市消費者物価指数（平成25年11月速報）」による

入浴料金審議会経過

改定年月日 (実施)	大人 円	中人 円	小人 円	所要改定率 (A) %	実質改定率 (B) %	差 % (A)-(B)	大人換算 差額 円	ピーク 階層幅	個人経営 調査浴場幅	平均 入浴人員	標準浴場の条件		資本報酬 (%)	公定歩合 (%)	備考
											参考				
49.2.1	60	25	10	109.81	108.333	1.477	0.88	—	—	—	—	—	—	—	暫定改定
49.5.10	75	30	15	125.643	125.427	0.216	0.14	301~350	201~450	342	—	—	10%	9.00	
50.5.21	90	40	20	120.792	121.803	1.011	0.22	251~300		309	—	—		8.50	
51.5.21	110	45	25	123.476	121.803	1.673	1.65	"	151~400	280	—	—		6.50	
52.5.20	130	45	30	119.840	117.366	2.474	2.97	"		276	—	—	8%	5.00	
53.5.14	140	50	30	109.091	107.553	1.538	2.17	"		258	—	—		3.50	大人券7月-9月(2円割引)
54.5.21	155	60	35	113.774	111.334	2.440	3.17	201~250		250	—	—	4.25	大人券10枚1,800円	
55.2.15	165	60	35	109.177	105.904	3.273	5.54	—	—	—	—	—	6.25	大人券10枚1,590円 暫定改定	
55.7.10	180	75	40	112.798	109.974	2.824	4.15	"	151~400	238	個人・上水道・重油・青色申告	※1	8%	9.00	大人券10枚1,700円
56.6.10	190	90	50	108.665	106.996	1.669	3.29	151~200		221				6.25	大人券10枚1,800円・中人券10枚850円・小人券10枚450円
57.6.18	200	100	50	107.504	105.365	2.139	4.15	"		219				5.50	大人券10枚2,000円・中人券10枚950円・小人券10枚450円
58.6.24	据置き			106.17	100.00	6.170	13.71	"		210					大人券10枚1,900円・中人券10枚950円・小人券10枚450円
59.6.21	220	110	50	110.920	109.591	1.329	2.95	"		207				5.00	大人券10枚2,000円・中人券10枚1,000円・小人券10枚450円
60.6.28	据置き			103.384	100.00	3.384	8.34	"		207					"
61.9.6	据置き			106.13	100.00	6.13	14.93	"		207				"	
62.7.17	230	110	50	105.013	104.300	0.713	1.65	"		207				2.50	大人券10枚2,100円・中人券10枚1,000円・小人券10枚450円 入浴料金算定一部改定
63.8.12	据置き			104.45	100.00	4.45	10.79	"		204					"
H元.7.26	240	120	60	109.685	104.763	4.949	12.02	"		202				3.25	大人券10枚2,200円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円
2.8.3	250	120	60	110.415	103.930	6.485	16.49	"		198				5.25	大人券10枚2,300円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円
3.10.1	270	120	60	113.02	107.58	5.44	14.37	101~150		195				5.50	大人券10枚2,500円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円
4.9.10	280	120	60	111.66	103.52	8.14	23.13	151~200		197				3.25	大人券10枚2,800円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円
5.8.15	290	120	60	111.89	103.40	8.49	24.96	"		197					2.50
7.1.23	300	120	60	111.07	103.29	7.78	23.66	101~150	195	1.75	大人券10枚2,750円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円				
7.10.1	310	130	60	110.00	103.46	6.54	20.53	"	193	1.00	大人券10枚2,850円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円				
8.9.1	320	130	60	108.19	103.08	5.11	16.62	"	189	0.50	大人券10枚2,950円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円				
9.9.20	335	130	60	109.44	104.48	4.96	16.63	"	182		大人券10枚3,100円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円				
10.10.30	340	130	60	108.69	101.43	7.26	25.41	"	173		大人券10枚3,150円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円				
11.10.8	350	130	60	111.69	102.81	8.88	31.55	"	159		大人券10枚3,200円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円				
12.10.20	360	130	60	112.37	102.74	9.63	35.19	"	155	大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円					
13.8.22	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							"		147				大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
14.9.4	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							51~100		137				大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
15.9.10	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							"		132				大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
16.12.7	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							"		126				大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
17.10.21	390	130	60	125.79	107.99	17.80	66.79	"	101~400	122	※2	※	6%	0.10	大人券10枚3,600円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円
18年度	審議会を開催せず。							"		119					大人券10枚3,600円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円
20.4.21	410	130	60	127.71	104.94	22.77	92.35	"	51~400	110	※2	※	6%	0.75	大人券10枚3,800円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円
20~24年度	審議会を開催せず。							—		—					"

※1 代燃分を最終的に含む

※2 上水道 青色申告

【根拠法令・条例】

○物価統制令（昭和 21 年 3 月 3 日勅令第 118 号）

第 4 条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第 7 条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和 27 年 7 月 31 日政令第 319 号）

（都道府県が処理する事務等）

第 11 条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 1 令第 3 条第 1 項但書の規定による許可
- 2 令第 8 条ノ 2 但書の規定による別段の定及び許可
- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。
- 3 第 1 項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 第 1 項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第 4 条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和 32 年 9 月 12 日厚生省令第 38 号)

物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)第 4 条及び物価統制令施行令(昭和 27 年政令第 319 号)第 11 条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

(公衆浴場入浴料金)

第 1 条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)附則第 4 条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12 才以上の者についての入浴料金
- 二 6 才以上 12 才未満の者 1 人についての入浴料金
- 三 6 才未満の者 1 人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第 2 条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和 27 年政令第 319 号)附則第 4 項の規定に基づき、前条第 1 項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

(昭和 30 年 3 月厚生省告示第 58 号の廃止)

第 3 条 昭和 30 年 3 月厚生省告示第 58 号は、廃止する。

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 公衆浴場営業者の意見を代表する者

三 利用者又は消費者の意見を代表する者

四 市町村長

五 関係行政機関の職員

3 委員(前項第四号及び第五号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成二四年規則第二一九号)

この規則は、公布の日から施行する。